

浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市高等職業訓練促進給付金等事業の実施について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金を養成訓練の修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」という。)
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」という。)

(対象者)

第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以降において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母等(父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。)とする。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
- (2) 市内に住所を有する母子家庭の母等であって、本要領第5条に定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
- (5) 本事業支給申請の以前において、市の事前相談を受け、過去の受講状況・生活状況を含めた資格取得見込み及び支給の必要性がある者であること。

(対象資格)

第5条 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより

養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) その他、上記に準じ市長が地域の実情に応じて認める資格

(対象となる養成訓練)

第6条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象となる養成訓練は、次に掲げるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 1年以上の修業を要するもの
 - (2) 取得しようとする対象資格が、保育士等、法令により定められた養成機関を卒業することで取得できるものである場合は、当該法令により定められた養成機関が実施する養成訓練
 - (3) 取得しようとする対象資格が、看護師等、法令により定められた養成機関を卒業することで資格試験の受験資格を得られるものである場合は、当該法令により定められた養成機関が実施する養成訓練
- 2 対象資格又は第1項第3号に該当する対象資格取得に係る資格試験の受験資格を既に有する者が同様の資格を得るために養成訓練に修業する場合は、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給対象とならない。
- 3 養成訓練は通学制のものを原則とし、通信教育によるものは、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限る。

(支給期間等)

第7条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給期間等は次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を越えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日か

ら平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。)平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を越えない期間としても差し支えない。)

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

- イ 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給するものとする。
- ウ 修業する養成訓練の正規のカリキュラムを超過して修業する場合、その超過した期間については支給対象としない。
- エ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

第8条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給額等は次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに請求する場合は、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚

姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月は、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月は、月額11万5百円）

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5千円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(3) 寡婦（夫）控除のみなし適用

(1)の訓練促進給付金及び(2)の修了支援給付金の算定にあたって、対象者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該対象者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦（夫）に関する部分に限る。）の規定の例により市町村民税額を算定して得られる課税額に基づき適用する。

（事前相談）

第9条 市長は、支給を希望する母子家庭の母等が支給申請をする以前に、事前相談を実施し、受給資格要件等について把握する。

(1) 事前相談においては、当該母子家庭の母等の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握すること。

(2) 本事業は、一定期間訓練促進費の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況に

ついて聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに十分配慮すること。

- (3) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金等について紹介すること。
- (4) 准看護師の資格を取得するために、養成機関での修行を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、通算36月を超えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の説明を事前相談において行うこと。

(給付金の支給等)

第10条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「浜松市高等職業訓練促進給付金等支給申請書」(以下「支給申請書」という。)(様式第1号)を市長に提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以降に行うことができるものとする。また、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以降に行うことができるものとし、原則として修了日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 市長は、支給申請書を受理した場合は、申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定する。
- 3 市長は、支給の可否の決定を行った場合は、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。なお、当該申請者に支給の決定を行った場合は、「浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)(様式第3号)により当該母子家庭の母等に通知し、否決の場合は、参考様式により通知する。
- 4 市長は、支給の決定を行った場合は、支給対象月分の訓練促進給付金について、その翌月に、口座振替により支給するものとする。なお、支給申請書が、修業を開始した日の属する月の20日以降に提出された場合は、第1回支給を第2回支給と併せて支給できるものとする。
- 5 申請者は、支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類等を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員(同一生計を営む者で別世帯登録者を含む。以下同じ。)の住民票の写し

イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は母子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親

族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第2号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

エ 第8条第1項第1号ア(ア)に掲げる者は、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書等、第8条第1項第1号ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類（当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

オ 入校（入所）証明書等、支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

カ 養成機関の概要書等、修業している養成機関の概要が分かる書類（修業年限、取得必要単位等の判断ができるもの）

キ 現在の生活状況等を証明するもの等、支給決定の審査に必要な書類

(2) 修了支援給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第2号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額について市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

- ウ 当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- エ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- オ 第8条（1）ア（ア）に掲げる者は、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書等、第8条（1）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度）の状況を証明できるものに限る。
- また、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属するも者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）
- カ 当該カリキュラムの修了証明書の写し（修業していた養成機関の長が修了を証明する書類）
- 6 支給決定の審査は、浜松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会設置要綱に規定する審査会において、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

- 第11条 市長は、支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修学を継続している者（以下「受給者等」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関への在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書等の提出を求めることとする。また、必要に応じて、給付金の支給に関して必要と認められる報告等を求めることとする。併せて受給者等の進級、修了、資格取得、就職等の状況把握に努めることとする。
- 2 受給者は、母子家庭の母等でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内に「浜松市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。
- また、受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内に「浜松市高等職業訓練促進給付金等受給者状況変更届（様式第7号）」

により、市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第 12 条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨を当該受給者に「浜松市高等職業訓練促進給付金受給資格取消書」(様式第 5 号)により通知しなければならない。

2 市長は、やむを得ない場合を除き、第 11 条に定める届け出がなされないために受給者が支給要件に該当すること又は第 8 条(1)ア(ア)に該当することについて確認できない場合、当該月分について支給を差し止め、若しくは不支給とすることができる。

3 夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれていない事由を除き、月の初日から末日まで 1 日も養成機関に出席しなかった場合は、当該月については不支給とする。

(支給額の変更決定)

第 13 条 市長は、第 11 条に定める届け出又は、養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月となる事由により支給額に変更があるときは、支給額を変更し、遅滞なく、その旨を当該受給者に「浜松市高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書」(様式第 8 号)により通知しなければならない。

なお、市民税の課税状況が変わった事由での第 11 条に定める届け出があった場合は、前年の所得の額(1 月から 7 月までの間に届け出があった場合には、前々年の額とする。)に基づき支給額を決定するものとする。

2 市長は、やむを得ない場合を除き、第 11 条に定める届け出がなされないために第 8 条(1)ア(ア)に該当することについて確認できない場合、当該月分について支給を差し止めることができる。

3 前項において、第 11 条に定める届け出が提出され、第 8 条(1)ア(ア)又は(イ)のいずれかに該当することが確認できた場合、差し止めした当該月分から支給を再開するものとする。

(給付金の返還)

第 14 条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により訓練促進給付金の支給を受けたとき、支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

(修業の修了について)

第 15 条 訓練促進給付金の支給を受けている母子家庭の母等は、支給の対象となる修業を修了した場合は「浜松市高等職業訓練促進給付金支給対象資格受講修了報告書」(様式第 6 号)により、修了日から起算して 30 日以内に市長に報告をしなければならない。

(関係機関等との連携等)

第 16 条 市長は、資格取得養成機関、就学関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母等の就業を支援する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浜松市高等技能訓練促進費等事業実施要領（平成 16 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 改正後の規定は施行日以降に養成機関への修業を開始した者について適用し、施行日前に養成機関において受講を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 15 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

印

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。また、受給期間満了まで、高等職業訓練促進給付金等の受給に必要な次の事項について同意します。

- (1) 浜松市の求めに応じ、修業状況や生活状況について報告を行うこと。
- (2) 浜松市が児童扶養手当の受給状況並びに所得及び課税の状況等の調査を行うこと。

氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年	
			月	日生(歳)
	個人番号			
住所	(〒 -)		電話・携帯()	
過去の受給の有無	過去に 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金 を受けたことがある・ない			
雇用保険法との関係	雇用保険法に基づく専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金を受けている・受ける予定がある・受けておらず受ける予定もない			
本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	所在地		電話	
	修業期間	年 月 日 ~	年 月 日	養成区分 昼間・夜間
	修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()		
希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座		
	支店名	口座番号		
	口座名義(フリガナ)			
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)			印
(備考)				

(注意)

- 1 「本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 2 修行証明書等を添付する場合は、「養成機関及び修行内容について」欄に記載する必要はありません。
- 3 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、各区役所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏面)

申請者同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)					
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
			月	日生(歳)	
	個人番号		続柄		
住所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
			月	日生(歳)	
	個人番号		続柄		
住所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
			月	日生(歳)	
	個人番号		続柄		
住所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
			月	日生(歳)	
	個人番号		続柄		
住所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年		
			月	日生(歳)	
	個人番号		続柄		
住所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		
上記1~5に記載した者のうち、婚姻()によらないで母又は父となったもので、現に婚姻()していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。 ()民法(明治29年法律第89号)上の婚姻			1	2	3
(備考)			4	5	

- ・同一世帯に属する者に対する寡婦控除等のみなし適用の確認に必要な書類
 - 対象者及びその者の子の戸籍謄本
 - 対象者及びその者と生計を一にする子の所得証明書

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(あて先) 浜松市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日において年齢が 16 歳以上 19 歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・ 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が 16 歳以上 19 歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - 配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます。）又は県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市長から養護を委託された老人である
 - あなたと生計を一にしている
 - 前年（申請日が 1 月から 7 月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が 38 万円以下
 - 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

(申請者住所)

(申請者氏名) 様

浜松市長

印

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

- 1 給付金の種類 高等職業訓練促進給付金
- 2 養成機関及び課程
- 3 養成機関の所在地
- 4 修業期間
- 5 対象資格
- 6 支給対象月
- 7 支給額
- 8 注意事項

- (1) 支給対象月分の訓練促進給付金を、その翌月に指定口座に振込みます。
- (2) 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)の課税の状況により支給額が異なります。
- (3) 母子家庭の母でなくなった、浜松市内に住所を有しなくなった、修業を取りやめたなど、支給要件に該当しなくなった場合は、速やかに資格喪失届を提出してください。
- (4) 受給者等の課税状況や世帯に異動があった場合は、速やかに申し出てください。
- (5) 給付金の支給に関して必要な報告及び調査に応じない場合は、支給を差止め、若しくは不支給とする場合があります。また、支給要件に該当しないと判断された場合は、支給決定を取り消す場合があります。

第 号
年 月 日

(申請者住所)

(申請者氏名)

様

浜松市長

印

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金等支給申請について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

- 1 給付金の種類 高等職業訓練修了支援給付金
- 2 養成機関及び課程
- 3 養成機関の所在地
- 4 修業期間
- 5 対象資格
- 6 支給額

浜松市役所

課

電 話

F A X

浜松市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

印

わたしは、高等職業訓練促進給付金等の受給資格を喪失しましたので、届け出いたします。

氏 名	フリガナ	生年月日	年	
			月	日生(歳)
住 所	(〒 -)		電話・携帯()	
養成機 関及び 修業 内容に ついて	養成機関名			
	所在地		電話	
	修業期間	年 月 日 ~		年 月 日
	修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()		
申請日	年 月 日			
喪失日	年 月 日			
喪失理由	ア ひとり親家庭でなくなったため。 イ 浜松市内に在住しなくなったため。 ウ 養成機関への修業をとりやめたため。 エ その他			

様式第5号

第 号
年 月 日

(申請者住所)

(申請者氏名) 様

浜松市長 印

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消書

年 月 日第 号により支給決定しました浜松市高等職業訓練促進給付金等について、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 給付金の種類
- 2 養成機関及び課程
- 3 養成機関の所在地
- 4 修業期間
- 5 対象資格
- 6 支給決定対象月
- 7 支給決定取消の理由
- 8 支給決定取消日
- 9 支給決定額
- 10 注意事項

(1) 訓練促進給付金について、支給決定取消日の前日の属する月分までを支給します。

浜松市役所	課
電 話	
F A X	

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給対象資格受講修了報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者氏名

印

わたしは、高等職業訓練促進給付金等の支給を受けるための対象修業を、修了いたしましたので報告いたします。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日生(歳)	
住所	(〒 -)			電話・携帯() -	
養成機 関及び 修業 内容に ついて	養成機関名				
	所在地		電話		
	修業期間	年 月 日 ~		年 月 日	
	修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()			
申請日	年 月 日				
修了日	年 月 日				
今後の就労予定					

卒業証書等の写しを添付してください。

今後の就労予定については、具体的に判明している場合は参考までに記載してください。

(支給申請否決参考様式)

第 年 月 日 号

様

浜松市長名

浜松市高等職業訓練促進給付金等の不支給について(通知)

年 月 日付けで申請のありました浜松市高等職業訓練促進給付金等支給申請について、以下の理由により支給できませんので通知いたします。

(不支給の理由)

浜松市役所	課
電 話	
F A X	

浜松市高等職業訓練促進給付金等受給者状況変更届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者

住所

氏名

印

わたしは、浜松市高等職業訓練促進給付金等事業実施要領(以下、「要領」という。)第11条第2項に基づき、以下のとおり届出します。

なお、届出内容(世帯状況、課税状況)について、各区役所の児童扶養手当支給担当者が確認することに
(同意します ・ 同意しません)

届出事由 該当に	届出内容
1	<p>受給者及び当該受給者の住所が変わりました。新住所は以下のとおりです。</p> <p>(〒)</p> <p>住所：</p> <p>電話：</p>
2	<p>以下のとおり、受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わりました。</p> <p>イ (受給者 ・ 同一世帯員) の課税状況が変わったため、 要領第8条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)、 世帯の状況及び所得基準が変わる者は、(裏面)のとおりです。</p> <p>ロ 世帯を構成する者に異動があり、 要領第8条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)、 世帯の状況は、(裏面)のとおりです。</p>
3	<p>その他。詳細は以下のとおりです。</p>

ご同意いただけない場合は、以下の書類を添えてご提出ください。

- ・住所変更、世帯構成員に変更があった場合：世帯全員の住民票の写し
- ・課税状況が変わり、所得基準が変わる場合：直近の市県民税の課税状況がわかるもの

(裏面)

届出日現在の世帯状況

1	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
				続柄		
・ 受給者の地方税上の扶養親族に (該当 ・ 非該当)						
・ 要領第 8 条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)						
2	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
				続柄		
・ 受給者の地方税上の扶養親族に (該当 ・ 非該当)						
・ 要領第 8 条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)						
3	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
				続柄		
・ 受給者の地方税上の扶養親族に (該当 ・ 非該当)						
・ 要領第 8 条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)						
4	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
				続柄		
・ 受給者の地方税上の扶養親族に (該当 ・ 非該当)						
・ 要領第 8 条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)						
5	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生		
				続柄		
・ 受給者の地方税上の扶養親族に (該当 ・ 非該当)						
・ 要領第 8 条ア(ア)に掲げる所得基準に (該当するようになった ・ 該当しなくなった)						
上記 1~5 に記載した者のうち、婚姻 () によらないで母又は父となったもので、現に婚姻 () していないものがある場合、該当する番号にレ点をしてください。 () 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 上の婚姻				1	2	3
(備考)				4	5	

(申請者住所)
(申請者氏名) 様

浜松市長 印

浜松市高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書

高等職業訓練促進給付金等支給額について、下記のとおり支給額を変更・決定したので通知します。

記

- 1 給付金の種類 高等職業訓練促進給付金
- 2 支給額 月額 円
- 3 支給額変更年月 年 月分の給付以降(年 月支払)
- 4 支給額変更事由

浜松市役所	課
電 話	
F A X	